

## 第1章

# 水道事業ビジョン・経営戦略改定の趣旨と位置付け

水道は、市民生活や経済活動にとって欠くことのできないライフラインであり、安全・安心な水道水を将来にわたって安定して供給し続けることが水道事業者の第一の使命です。

近年の人口減少社会への移行、節水機器の普及、大口需要者の地下水利用などによる給水収益<sup>1</sup>の減少により、今後の財政収支への影響が懸念される中、必要な施設整備を進めていかなければならないという、新たな課題が生じています。

このような課題に対応するため、2018年（平成30年）4月に、『茨木市水道事業ビジョン』（計画期間2018年～2027年度（平成30年～令和9年度））を、また翌年2019年（平成31年）3月には、『茨木市水道事業ビジョン』を実現するための具体的な実行計画である『茨木市水道事業経営戦略』を策定しました。

計画期間中の2018年（平成30年）6月、大阪北部地震が発生し、市内で震度6弱の揺れを観測しました。本市においては、配水管の被害は無かったものの、10,000棟を超える住宅が被害を受けました。また、同年9月には、台風21号が上陸し、強風で電柱が折れるなどにより、広範囲で停電が発生しました。このような災害が相次いで起きたことにより、改めて水道の重要性が再認識されました。今後発生が予想される南海トラフ地震などの大規模災害に対し、各水道施設の耐震化を進めるなど、更なる災害対策の必要性が高まっています。

一方、国においては、2018年（平成30年）12月12日に改正水道法<sup>2</sup>が公布されました。改正水道法では、水道事業者等に対し、水道の直面する課題に対応し、基盤強化を図るため、水道事業の広域化、施設の統廃合、施設の延命化、水道事業の健全な経営の確保などに取り組むことを求めています。

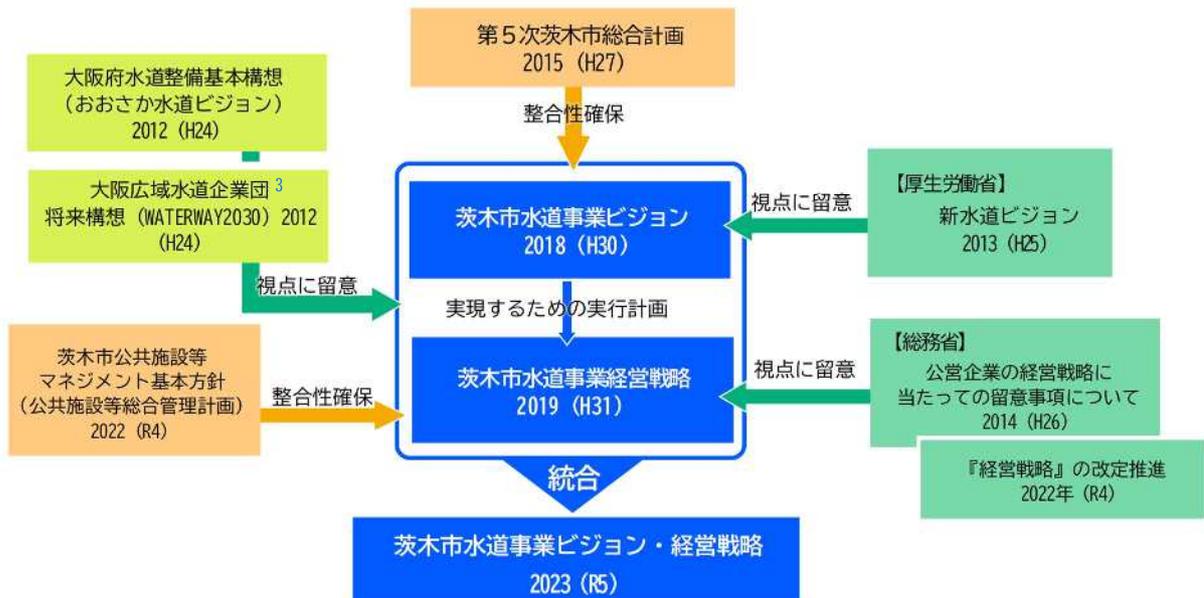
『茨木市水道事業ビジョン』の計画期間の中間年度を迎えたことから、これまでの取り組みを振り返り、課題や目標の見直しを行った上で、今後の水道事業をとりまく状況の変化に対応するため、『茨木市水道事業ビジョン』及び『茨木市水道事業経営戦略』の2つの計画を統合し、新たに、『茨木市水道事業ビジョン・経営戦略』として、改定します。

1 【給水収益】 お客さまからいただいている水道料金の収入。

2 【水道法】 水道にかかる基本事項について、国が定めた法律。人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、基盤の強化を図るために、2018年（平成30年）12月に改正された。



■図表 1-1 各計画期間の一覧



■図表 1-2 本ビジョン・経営戦略の位置付け

3【大阪広域水道企業団】大阪府が運営していた水道用水供給事業（水の卸売業）を府に代わり府内 42 市町村で共同経営するため、2010 年（平成 22 年）11 月に設立され、2011 年（平成 23 年）4 月から府内の市町村に用水供給を行っている組織。（一部事務組合）